

令和6年度北海道一般会計予算

令和6年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,021,544,368千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		645,607,585
	1 道 民 税	152,504,092
	2 事 業 税	151,597,934
	3 地 方 消 費 税	177,809,530
	4 不 動 産 取 得 税	16,968,247
	5 道 た ば こ 税	7,770,826
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,564,145
	7 軽 油 引 取 税	53,724,756
	8 自 動 車 税	81,865,929
	9 鉱 区 税	32,459
	10 狩 猟 税	49,589
	11 核 燃 料 税	899,960

款	項	金額
	12 循環資源利用促進税	820,118
2 地方消費税清算金		285,866,244
	1 地方消費税清算金	285,866,244
3 地方譲与税		108,421,000
	1 特別法人事業譲与税	95,993,000
	2 地方揮発油譲与税	10,609,000
	3 石油ガス譲与税	373,000
	4 自動車重量譲与税	767,000
	5 森林環境譲与税	498,000
	6 航空機燃料譲与税	181,000
4 市町村たばこ税道交付金		41,000
	1 市町村たばこ税道交付金	41,000
5 地方特例交付金		11,729,000
	1 地方特例交付金	11,729,000

款	項	金 額
6 地 方 交 付 税		634,000,000
	1 地 方 交 付 税	634,000,000
7 交通安全対策特別交付金		1,127,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,127,000
8 分 担 金 及 び 負 担 金		18,007,240
	1 分 担 金	2,154,189
	2 負 担 金	15,853,051
9 使 用 料 及 び 手 数 料		21,185,311
	1 使 用 料	12,272,571
	2 手 数 料	669,471
	3 証 紙 収 入	8,243,269
10 国 庫 支 出 金		313,842,754
	1 国 庫 負 担 金	94,935,783
	2 国 庫 補 助 金	214,182,099

款	項	金額
	3 委託金	4,724,872
11 財産収入		7,236,356
	1 財産運用収入	3,065,716
	2 財産売却収入	4,170,640
12 寄附金		1,149,157
	1 寄附金	1,149,157
13 繰入金		80,145,605
	1 特別会計繰入金	6,723,602
	2 基金繰入金	73,422,003
14 諸収入		365,638,316
	1 延滞金、加算金及び過料等	733,089
	2 預金利子	4,488
	3 貸付金収入	347,053,426
	4 受託事業収入	2,892,059

款	項	金 額
	5 収 益 事 業 収 入	7,758,903
	6 雜 入	7,196,351
15 道 債		527,547,800
	1 道 債	527,547,800
歲 入 合 計		3,021,544,368

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,448,366
	1 議 会 費	3,448,366
2 総 務 費		304,535,038
	1 総 務 管 理 費	80,016,842
	2 徴 税 費	184,143,281
	3 学 事 宗 務 費	34,121,037
	4 防 災 費	2,575,627
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	1,082,017
	6 危 機 管 理 費	4,584
	7 領 土 復 帰 対 策 費	935,340
	8 会 計 管 理 費	509,275
	9 選 挙 費	194,548
10 人 事 委 員 会 費	342,685	

款	項	金額
	11 監 查 委 員 費	609,802
3 綜 合 政 策 費		91,885,514
	1 綜 合 政 策 管 理 費	4,000,729
	2 官 民 連 携 推 進 費	573,875
	3 政 策 費	6,430
	4 計 画 費	3,573,248
	5 国 際 交 流 費	441,984
	6 次 世 代 社 会 戦 略 費	19,862,786
	7 地 域 創 生 費	6,318,285
	8 地 域 行 政 費	2,782,444
	9 交 通 政 策 費	46,841,303
	10 航 空 港 湾 費	7,484,430
4 環 境 生 活 費		10,728,824
	1 環 境 生 活 管 理 費	1,904,694

款	項	金額
	2 環境政策費	1,864,402
	3 循環型社会推進費	2,314,294
	4 自然環境費	477,893
	5 野生動物対策費	555,294
	6 道民生活費	229,423
	7 消費者安全費	372,783
	8 文化振興費	1,164,792
	9 スポーツ振興費	1,152,138
	10 アイヌ政策費	693,111
5 保健福祉費		444,877,080
	1 保健福祉管理費	26,940,191
	2 地域医療費	15,646,806
	3 医務薬務費	2,978,750
	4 地域保健費	10,822,785

款	項	金額
	5 国保医療費	117,036,019
	6 食品衛生費	804,285
	7 感染症対策費	1,380,435
	8 地域福祉費	35,119,553
	9 障がい者保健福祉費	69,099,283
	10 高齢者保健福祉費	85,242,394
	11 子ども政策企画費	45,205,512
	12 子ども家庭支援費	34,497,342
	13 災害救助費	103,725
6 経 済 費		344,834,246
	1 経 済 管 理 費	4,573,131
	2 経 済 企 画 費	5,767
	3 国 際 経 済 費	107,174
	4 食 産 業 振 興 費	200,052

款	項	金額
	5 観光振興費	1,419,086
	6 ゼロカーボン戦略費	34,750
	7 地球温暖化対策費	332,999
	8 ゼロカーボン産業費	1,342,241
	9 中小企業費	314,095,901
	10 産業振興費	16,101,111
	11 スタートアップ推進費	1,332
	12 次世代半導体戦略費	68,096
	13 資源エネルギー費	3,065,117
	14 雇用労政費	512,132
	15 産業人材費	2,479,945
	16 労働委員会費	495,412
7 農政費		125,354,987
	1 農政管理費	8,101,030

款	項	金額
	2 食品政策費	4,156,089
	3 農產振興費	15,008,026
	4 畜產振興費	5,332,341
	5 技術普及費	5,979,798
	6 農業經營費	1,608,425
	7 農地調整費	1,996,305
	8 農村設計費	16,197,750
	9 農業農村整備事業費	53,697,371
	10 農業施設管理費	13,234,597
	11 農村計畫費	43,255
8 水產林務費		59,748,436
	1 水產林務管理費	6,636,589
	2 水產經營費	2,431,414
	3 水產振興費	154,974

款	項	金額
	4 漁港漁村費	23,771,534
	5 漁業管理費	1,246,039
	6 林業木材費	2,991,213
	7 森林計画費	954,398
	8 森林整備費	8,665,427
	9 治山費	9,304,122
	10 森林活用費	249,714
	11 道有林費	3,343,012
9 建設費		227,246,093
	1 建設管理費	38,232,951
	2 維持管理防災費	11,977,831
	3 道路橋りょう費	95,589,860
	4 河川費	41,994,924
	5 砂防海岸費	15,936,908

款	項	金額
	6 まちづくり推進費	62,187
	7 都市環境費	6,185,962
	8 公園下水道費	8,014,812
	9 建築指導費	430,156
	10 住宅費	53,694
	11 営繕費	8,766,808
10 警察費		141,345,254
	1 警察管理費	131,603,817
	2 警察活動費	3,613,364
	3 交通安全施設費	6,128,073
11 教育費		385,728,391
	1 教育総務費	23,262,406
	2 小学校費	131,035,559
	3 中学校費	80,939,746

款	項	金額
	4 高等学校費	92,296,944
	5 特別支援学校費	53,493,050
	6 学校教育費	2,140,876
	7 社会教育費	1,818,768
	8 保健体育費	741,042
12 災害復旧費		2,748,576
	1 農地開発施設災害復旧費	155,000
	2 水産林業施設災害復旧費	841,804
	3 土木施設災害復旧費	1,751,772
13 公債費		676,461,538
	1 公債費	676,461,538
14 諸支出金		202,402,025
	1 繰出金	30,813,988
	2 諸費	171,588,037

款	項	金 額
15 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歲 出 合 計		3,021,544,368

第 2 表		債 務 負 担 行 為		(単位 千円)
		(その 1)		
事	項	期	間	限 度 額
令和 6 年度赤れんが庁舎改修事業に係る展示等製作 ・設置業務の委託に関する債務負担行為		令和 6 年度から令和 7 年度まで		564,409
令和 6 年度建設に係る中標津合同庁舎の工事請負に 関する債務負担行為		令和 6 年度から令和 7 年度まで		1,957,326
令和 6 年度建設に係る北海道議会庁舎跡地外構の工 事請負に関する債務負担行為		令和 6 年度から令和 7 年度まで		116,911
令和 6 年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に 金融機関が行う経営安定資金及び短期経営安定資金 に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為		令和 6 年度から令和 7 年度まで		元金について 3,074,000千円 以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
令和 6 年度公益社団法人北海道私学振興基金協会に 金融機関が行う施設整備資金に係る融資に伴う損失 補償に関する債務負担行為		令和 6 年度から令和 7 年度まで		元金について 200,000千円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
令和 6 年度北見農業試験場試験研究棟改築整備事業 に係る工事請負に関する債務負担行為		令和 6 年度から令和 7 年度まで		2,191,165
令和 6 年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車 の購入に関する債務負担行為		令和 6 年度から令和 7 年度まで		247,000
令和 6 年度旭川児童相談所改修事業に係る工事請負 に関する債務負担行為		令和 6 年度から令和 7 年度まで		302,761
中小企業者に対する保証融資の損失保証に関する債 務負担行為 (一般第21次分)		令和 6 年度から令和 7 年度まで		900,000
令和 6 年度北海道中小企業総合支援センター設備貸 与事業に対する損失補償に関する債務負担行為		令和 6 年度から令和16年度まで		60,000
令和 6 年度企業立地促進事業に係る道費補助に関す る債務負担行為		令和 6 年度から令和10年度まで		971,781

事 項	期 間	限 度 額
緊急再就職委託訓練業務の委託に関する債務負担行為	令和6年度から令和8年度まで	326,854
令和6年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	975,170
令和6年度農地売買支援事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和6年度から令和17年度まで	11,111,866
令和6年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和6年度から令和22年度まで	33,349
令和6年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和6年度から令和26年度まで	270,935
令和6年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和6年度から令和21年度まで	71,293
令和6年度畜産特別支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和6年度から令和31年度まで	37,149
令和6年度畜産経営体質強化支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和6年度から令和31年度まで	13,323
令和6年度道営土地改良事業に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	2,389,070
令和6年度道営土地改良事業に関する債務負担行為	令和6年度から令和8年度まで	460,000
令和6年度団体営農村総合整備事業に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	146,000
令和6年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和6年度から令和27年度まで	826,652
令和6年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和6年度から令和22年度まで	71,250
令和6年度北海道山林種苗協同組合に金融機関が行う種子貯蔵管理資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	元金について 357,176千円以内 利子について

事 項	期 間	限 度 額
する債務負担行為		元金に対する利子相当額の合計額
本庁舎改修工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	55,136
北海道立道民活動センター改修工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	617,956
開拓の村改修工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	360,919
北海道立工業技術センター改修工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	68,243
北海道栽培漁業瀬棚センター改修工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	215,377
令和6年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	令和6年度から令和10年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について100,000千円以内取得、調査測量及び処分に係る経費について年6%以内の額借入資金に係る利子について国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
道道大岸礼文停車場線トンネル工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和8年度まで	4,361,000
道道奥尻島線橋りょう工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和9年度まで	2,455,000

事 項	期 間	限 度 額
道道熊牛御影線橋りょう工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和8年度まで	1,897,000
ペケレベツ川砂防工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	230,000
令和6年度警察庁舎整備に係るアドバイザー業務の委託に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	14,300
令和6年度北海道警察情報管理システム改修業務の委託に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	28,665
令和6年度警察署庁舎改築に係る設計業務の委託に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	101,751
令和6年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	令和6年度から令和30年度まで	779,224
令和6年度警察本部庁舎無停電電源装置改修工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	495,000
令和6年度高等学校校舎建設に係る設計業務の委託に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	14,690
令和6年度建設に係る高等学校校舎長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	6,346,849
令和6年度建設に係る高等学校屋内体育館の工事請負に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	870,708
令和6年度特別支援学校校舎建設に係る設計業務の委託に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	41,220
令和6年度建設に係る特別支援学校校舎長寿命化改修工事に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	1,119,328
令和6年度建設に係る特別支援学校屋内体育館の工事請負に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	374,134
令和6年度公益財団法人北海道高等学校奨学会に金融機関が行う奨学金及び入学資金に係る融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	元金について 総務費について 8,608,263千

事 項	期 間	限 度 額
		円以内 教育費について 3,051,583千 円以内 の合計額 11,659,846千 円以内 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額
令和6年度における地方債証券の共同発行によって 生ずる連帯債務に関する債務負担行為	令和6年度から令和16年度まで	元金について 1,130,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

(その2)					(単位 千円)
事 項	変 更 前		変 更 後		
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
道立施設の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	令和3年度から 令和8年度まで	環境生活費について 2,658,000 経済費について 426,000 水産林務費について 787,000 建設費について 3,461,000 教育費について 4,252,000 の合計額 11,584,000	令和3年度から 令和8年度まで	環境生活費について 2,752,000 経済費について 426,000 水産林務費について 787,000 建設費について 3,461,000 教育費について 4,252,000 の合計額 11,678,000	

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学整備費	2,411,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	3,086,000	同 上	10%以内	同 上
私立学校等管理運営 対策費	129,000	同 上	10%以内	同 上
総合防災体制整備費	120,000	同 上	10%以内	同 上
消防学校施設整備費	1,117,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定特別 総合開発事業 推進費	1,215,000	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構整備費	595,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 鉄道整備事業費	37,763,000	同 上	10%以内	同 上
直轄空港整備費	441,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
空港整備費	766,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩西部広域水道対策費	607,000	同上	10%以内	同上
自然環境対策費	50,000	同上	10%以内	同上
文化振興費	6,000	同上	10%以内	同上
保健所整備費	112,000	同上	10%以内	同上
食肉検査対策費	5,000	同上	10%以内	同上
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	35,000	同上	10%以内	同上
社会福祉施設整備費	3,199,000	同上	10%以内	同上
児童福祉施設整備費	412,000	同上	10%以内	同上
脱炭素社会推進費	189,000	同上	10%以内	同上
中小企業高度化資金貸付事業費	225,000	同上	10%以内	同上
農業改良普及センター改築費	165,000	同上	10%以内	同上
土地改良事業費	10,906,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農用地造成事業費	1,178,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農地防災事業費	991,000	同上	10%以内	同上
農道等整備事業費	497,000	同上	10%以内	同上
農道整備特別対策事業費	416,000	同上	10%以内	同上
農村総合整備事業費	696,000	同上	10%以内	同上
直轄土地改良事業費	8,598,000	同上	10%以内	同上
水産基盤整備費	7,035,000	同上	10%以内	同上
直轄特定漁港漁場整備事業費	3,759,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸保全費	609,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	253,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	290,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	4,473,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,383,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
森林整備費	3,776,800	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道民の森整備費	23,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
建設管理部庁舎建設費	1,064,000	同上	10%以内	同上
直轄道路事業費	18,081,000	同上	10%以内	同上
道路新設改良費	12,029,000	同上	10%以内	同上
臨時道路整備特別対策事業費	24,497,000	同上	10%以内	同上
直轄河川事業費	8,815,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	9,673,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備特別対策事業費	7,461,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	609,000	同上	10%以内	同上
直轄砂防事業費	1,259,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防費	4,919,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,032,000	同上	10%以内	同上
災害関連事業費	32,000	同上	10%以内	同上
直轄海岸事業費	153,000	同上	10%以内	同上
海岸保全事業費	1,110,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	1,027,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	2,099,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備特別対策事業費	1,011,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	1,032,000	同上	10%以内	同上
庁舎等営繕費	8,338,000	同上	10%以内	同上
警察施設整備費	2,773,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設整備費	2,930,000	同上	10%以内	同上
教育施設整備費	1,818,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校施設整備費	5,132,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特別支援学校施設整備費	2,083,000	同上	10%以内	同上
耕地災害復旧費	6,000	同上	10%以内	同上
漁港災害復旧費	56,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	2,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	140,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	535,000	同上	10%以内	同上
借換債	296,100,000	同上	10%以内	同上
臨時財政対策債	7,000,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
調整債	7,200,000	同上	10%以内	同上
合計	527,547,800			

令和6年度北海道公債管理特別会計予算

令和6年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ424,135,545千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		416,584
	1 財 産 運 用 収 入	416,584
2 繰 入 金		423,718,961
	1 一 般 会 計 繰 入 金	309,597,903
	2 基 金 繰 入 金	114,121,058
歳 入 合 計		424,135,545

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		424, 135, 545	
	1 公 債 費	424, 135, 545	
歳 出 合 計			424, 135, 545

令和6年度北海道国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度北海道国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ475,576,023千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		146,361,570
	1 負担金	146,361,570
2 国庫支出金		135,533,520
	1 国庫負担金	94,193,040
	2 国庫補助金	41,340,480
3 財産収入		1,914
	1 財産運用収入	1,914
4 繰入金		32,627,388
	1 一般会計繰入金	30,127,388
	2 基金繰入金	2,500,000
5 繰越金		8,659
	1 繰越金	8,659

款	項	金額
6 諸 収 入		161,042,972
	1 貸 付 金 収 入	800
	2 雜 入	161,042,172
歳 入 合 計		475,576,023

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 国民健康保険事業費		475,543,455	
	1 国民健康保険事業費	475,543,455	
2 諸 支 出 金		32,568	
	1 繰 出 金	23,909	
	2 諸 費	8,659	
歳 出 合 計		475,576,023	

議案第4号

令和6年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和6年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,143,066千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		32,297
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,297
2 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
3 諸 収 入		610,769
	1 貸 付 金 収 入	493,317
	2 雑 入	117,452
歳 入 合 計		1,143,066

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	643,066	
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	643,066	
2	諸 支 出 金	500,000	
	1 繰 出 金	170,000	
	2 諸 費	330,000	
歳 出 合 計		1,143,066	

令和6年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算

令和6年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,189,779千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		310,867
	1 一 般 会 計 繰 入 金	310,867
2 繰 越 金		3,963
	1 繰 越 金	3,963
3 諸 収 入		574,949
	1 貸 付 金 収 入	549,434
	2 雑 入	25,515
4 道 債		300,000
	1 道 債	300,000
歳 入 合 計		1,189,779

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業高度化資金貸付等事業費		613,803	
	1 中小企業高度化資金貸付等事業費	613,803	
2 公 債 費		333,597	
	1 公 債 費	333,597	
3 諸 支 出 金		242,379	
	1 繰 出 金	241,856	
	2 諸 費	523	
歳 出 合 計			1,189,779

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付事業費	300,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.15%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

令和6年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

令和6年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ319,488千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		306,874
	1 財 産 運 用 収 入	874
	2 財 産 売 払 収 入	306,000
2 繰 入 金		1,261
	1 基 金 繰 入 金	1,261
3 諸 収 入		11,353
	1 一 般 会 計 借 入 金	11,353
歳 入 合 計		319,488

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		319,488	
	1 公 債 費	319,488	
歳 出 合 計			319,488

令和6年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

令和6年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,037千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		179,083
	1 財 産 運 用 収 入	83
	2 財 産 売 払 収 入	179,000
2 繰 入 金		4
	1 基 金 繰 入 金	4
3 諸 収 入		27,950
	1 一 般 会 計 借 入 金	27,950
歳 入 合 計		207,037

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		207,037	
	1 公 債 費	207,037	
歳 出 合 計			207,037

令和6年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

令和6年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ388,329千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,078
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,078
2 繰 越 金		116,431
	1 繰 越 金	116,431
3 諸 収 入		270,820
	1 貸 付 金 収 入	270,820
歳 入 合 計		388,329

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		1,078	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	1,078	
2 公 債 費		256,807	
	1 公 債 費	256,807	
3 諸 支 出 金		130,444	
	1 繰 出 金	129,107	
	2 諸 費	1,337	
歳 出 合 計		388,329	

令和6年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和6年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ202,885千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,875
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,875
2 繰 越 金		132,478
	1 繰 越 金	132,478
3 諸 収 入		67,532
	1 貸 付 金 収 入	67,522
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		202,885

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	202,885	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	202,885	
歳 出 合 計			202,885

令和6年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和6年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ256,981千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,607
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,607
2 繰 越 金		223,758
	1 繰 越 金	223,758
3 諸 収 入		29,616
	1 貸 付 金 収 入	25,312
	2 雑 入	4,304
歳 入 合 計		256,981

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	255,188	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	255,188	
2	林業就業促進資金 貸付事業費	1,793	
	1 林業就業促進資金 貸付事業費	1,793	
歳 出 合 計		256,981	

令和6年度北海道営住宅事業特別会計予算

令和6年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,637,679千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		4,686,064
	1 使用料	4,686,064
2 国庫支出金		2,158,326
	1 国庫補助金	2,158,326
3 繰入金		335,876
	1 一般会計繰入金	335,876
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		3,269,827
	1 一般会計借入金	3,197,750
	2 雑収入	72,077
6 道債		5,187,486

款	項	金 額
	1 道 債	5,187,486
歲 入	合 計	15,637,679

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,335,790	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,335,790	
2 公 債 費		6,566,645	
	1 公 債 費	6,566,645	
3 諸 支 出 金		735,244	
	1 繰 出 金	735,234	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		15,637,679	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	令和6年度から令和7年度まで	3,000,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	4,128,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	1,059,486	同上	10%以内	同上
合計	5,187,486			

令和6年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

令和6年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,763,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		31,763,528
	1 一 般 会 計 借 入 金	16,129,000
	2 貸 付 金 収 入	15,634,528
歳 入	合 計	31,763,528

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	16,129,000	
	1 住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	16,129,000	
2	公 債 費	15,634,528	
	1 公 債 費	15,634,528	
歳 出 合 計		31,763,528	

令和6年度北海道地方競馬特別会計予算

令和6年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,456,815千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6,429
	1 手 数 料	6,429
2 財 産 収 入		2,122
	1 財 産 運 用 収 入	2,122
3 寄 附 金		35,500
	1 寄 附 金	35,500
4 諸 収 入		51,388,553
	1 収 益 事 業 収 入	48,000,000
	2 雑 入	3,388,553
5 繰 入 金		2,024,211
	1 基 金 繰 入 金	2,024,211
歳 入	合 計	53,456,815

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		53,453,348	
	1 競 馬 総 務 費	20,737	
	2 競 馬 開 催 費	53,432,611	
2 諸 支 出 金		3,467	
	1 繰 出 金	3,467	
歳 出 合 計			53,456,815

令和6年度北海道公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度北海道公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	2,290,476	立方メートル
(2) 一日平均処理水量	6,275	立方メートル
(3) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域公共下水道改修事業	667,800	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、長期借入金を一般会計から163,246千円借り入れる。

収 入		
第1款 下水道事業収益	1,074,561	千円
第1項 営業収益	446,441	千円
第2項 営業外収益	628,120	千円
支 出		
第1款 下水道事業費用	1,386,463	千円
第1項 営業費用	1,204,061	千円
第2項 営業外費用	182,402	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額184,542千円は、過年度分損益勘定留保資金1,188千円、当年度分損益勘定留保資金131,699千円、過年度資本的収支調整額45,981千円及び当年度資本的収支調整額5,674千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収 入	816,756 千円
第1項 企 業 債	595,400 千円
第2項 補 助 金	148,400 千円
第3項 他会計からの長期借入金	72,956 千円
支 出	
第1款 資本的 支 出	1,001,298 千円
第1項 建 設 改 良 費	700,400 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	299,795 千円
第3項 長 期 借 入 償 還 金	1,093 千円
第4項 返 還 金	10 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度公共下水道事業に関する債務負担行為	令和6年度から 令和7年度まで	千円 702,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
特定公共下水道費	千円 552,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	43,400	同 上	10%以内	同 上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

令和6年度北海道流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度北海道流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	17市町
(2) 主要な建設改良事業	
十勝川流域下水道改修事業	842,000 千円
石狩川流域下水道改修事業	884,000 千円
函館湾流域下水道改修事業	620,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	4,300,683 千円
第1項 営業外収益	4,300,683 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	4,268,568 千円
第1項 営業費用	4,120,176 千円
第2項 営業外費用	148,392 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,093,152千円は、過年度分損益勘定留保資金36,693千円、当年度分損益勘定留保資金1,010,820千円及び過年度資本的収支調整額45,639千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	3,177,717 千円
第1項 企 業 債	1,226,000 千円
第2項 補 助 金	1,344,900 千円
第3項 負 担 金	606,817 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	4,270,869 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,462,800 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,808,059 千円
第3項 返 還 金	10 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度流域下水道事業に関する債務負担行為	令和6年度から 令和7年度まで	千円 2,489,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	千円 558,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	668,000	同 上	10%以内	同 上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

令和6年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 310,709,000 キロワット時

(2) 主要な建設改良事業

岩尾内発電所改修事業 67,864 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	7,069,047 千円
第1項 営業収益	6,937,573 千円
第2項 財務収益	103 千円
第3項 営業外収益	131,371 千円
支 出	
第1款 電気事業費用	4,811,498 千円
第1項 営業費用	4,272,854 千円
第2項 財務費用	46,881 千円
第3項 営業外費用	491,763 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,046,065千円は、過年度分損益勘定留保資金184,532千円、減債積立金773,696千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金66,265千円及び当年度資本的収支調整額21,572千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	17,796 千円
第1項 負 担 金	2,596 千円
第2項 長期貸付金償還金	15,200 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,063,861 千円
第1項 建 設 改 良 費	290,165 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	773,696 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度鷹泊発電所屋外碍子型変流器更新工事に関する債務負担行為	令和6年度から 令和7年度まで	千円 27,583
令和6年度川端発電所配電基盤補修工事に関する債務負担行為	令和6年度から 令和7年度まで	8,536
令和6年度岩尾内発電所改修工事に関する債務負担行為	令和6年度から 令和10年度まで	4,789,752
令和6年度シューパロ発電所励磁用変圧器更新工事に関する債務負担行為	令和6年度から 令和7年度まで	53,211
令和6年度シューパロ発電所自動制御装置補修工事に関する債務負担行為	令和6年度から 令和8年度まで	78,050
令和6年度清水沢ダム放流警報装置補修工事に関する債務負担行為	令和6年度から 令和7年度まで	1,991

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	753,374 千円
(2) 交 際 費	120 千円

令和6年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	80	箇所
(2) 年間総給水量	93,939,805	立方メートル
(3) 一日平均給水量	257,369	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	68,835	千円
苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業	2,422,773	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	25,322	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	289,393	千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	12,158	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、長期借入金を一般会計から45,096千円借り入れる。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益	2,311,913	千円
第1項 営業収益	2,083,549	千円
第2項 営業外収益	228,364	千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用	2,487,493	千円
第1項 営業費用	2,294,713	千円
第2項 営業外費用	187,445	千円
第3項 特別損失	5,335	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額836,529千円は、過年度分損益勘定留保資金194,272千円、当年度分損益勘定留保資金612,302千円及び当年度資本的収支調整額29,955千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,385,503 千円
第1項 企業債	647,000 千円
第2項 補助金	199,405 千円
第3項 負担金	2,422,773 千円
第4項 他会計からの出資金	62,577 千円
第5項 他会計からの長期借入金	53,748 千円

支 出	
第1款 資本的支出	4,222,032 千円
第1項 建設改良費	3,384,458 千円
第2項 企業債償還金	771,503 千円
第3項 長期借入償還金	66,071 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度室蘭地区工業用水道鉱山雨量計設備更新に関する債務負担行為	令和6年度から 令和7年度まで	千円 25,444
令和6年度室蘭地区工業用水道インバータ設備等更新工事に関する債務負担行為	令和6年度から 令和8年度まで	608,942
令和6年度室蘭地区工業用水道第四期改修事業に関する債務負担行為	令和6年度から 令和8年度まで	394,922

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
室蘭地区工業用水道改修事業	千円 275,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			後においては、当該見直し後の利率)	
苫小牧地区 工業用水 改修事業	千円 220,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩湾新港地域 工業用水 改修事業	152,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同上

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,330,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 469,826 千円
- (2) 交際費 80 千円

令和6年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	6 病院
(2) 病 床 数	876 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	103,249 人
外 来	201,901 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	283 人
外 来	828 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	16,803,784 千円
第1項 医業収益	7,495,749 千円
第2項 医業外収益	9,293,933 千円
第3項 特別利益	14,102 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	17,185,582 千円
第1項 医業費用	14,853,318 千円
第2項 医業外費用	2,291,277 千円
第3項 特別損失	40,987 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額654,168千円は、当年度分損益勘定留保資金654,168千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,658,411 千円
第1項 企業債	498,000 千円
第2項 補助金	21,000 千円
第3項 他会計負担金	1,139,411 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,312,579 千円
第1項 建設改良費	520,098 千円
第2項 企業債償還金	1,792,481 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 498,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 8,376,777 千円 |
| (2) 交際費 | 400 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,655,091千円と定める。